

令和8年 第4回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和8年4月22日(水) 午前9時

場 所 庁舎第2別館 2階会議室(旧共催組合)

出席者 【農業委員】

1番 ○○委員、2番 ○○委員、3番 ○○委員、4番 ○○委員
5番 ○○委員、6番 ○○委員、7番 ○○委員、8番 ○○委員
9番 ○○委員、10番 ○○委員、11番 ○○委員

【最適化推進委員】

1番 ○○委員、3番 ○○委員、4番 ○○委員、5番 ○○委員
6番 ○○委員、7番 ○○委員、8番 ○○委員、9番 ○○委員
10番 ○○委員、11番 ○○委員、12番 ○○委員

計22名

事務局 ○○○○, ○○○○, ○○○○, ○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告

3/25(水) 第109回通常総会(県農業会議 鹿児島市)

4/10(金) 4月常設審議委員会(鹿児島市)

4/14(火) 大崎町春季畜産品評会

- 開 議 第1. 会議録署名委員の指名(7番 ○○○○委員、8番 ○○○○委員)
第2. 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3. 議案第17号 地域農業経営基盤強化促進計画(変更案)に対する意見
聴取について
第4. 議案第18号 農業振興地域整備計画変更認可申請に係る意見について
第5. 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
第6. 議案第20号 非農地証明願による申請について
第7. 議案第21号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
第8. 議案第22号 「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)」の策定
について
第9. 議案第23号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の
指名について

その他

開 議

事務局長 ただいまから令和8年第4回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは、会長からあいさつと経過報告を申し上げます。

会 長 おはようございます。委員の皆様におかれましては、本日、定例総会にご出席頂
き、誠にありがとうございます。さて、4月半ばを過ぎますと田には稲の苗がしっ
かり根をはり、畑ではサツマイモの植え付け作業、牧草の刈り取りなど、五穀豊穡
への期待を願うところでございます。毎月の鹿児島の農業委員会リレーショシッ

ブ活動1・5・一絵のアンケート調査をお願いしている所ではありますが、単なる調査ではなく、農家の方々との対話のきつかりとなり、10年後に今の農地を維持し、次世代に繋ぐことへの大切さをお伝えしていただけます様、ご協力をお願いいたします。それでは、経過報告を致します。3月25日 第109回通常総会（鹿児島市）、4月10日 4月定例常設審議委員会（鹿児島市）、4月14日 大崎町春季畜産品評会、以上の会に出席して参りました。それでは会議に入ります。まず、会議録署名委員の指名を行います。7番〇〇〇〇委員・8番〇〇〇〇委員をお願い致します。本日は、議案第16号から議案第23号までを議題と致します。開けて頂きまして、1ページ、総会審議内訳表でございます。許可区分・申請件数のみ読み上げます。3条17件、地域計画1件、農振1件、5条1件、非農地2件、農地バンク法による農地中間管理権の設定45件、合計67件でございます。2ページ、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。3ページ、審議番号1番につきましては、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

（〇〇委員退室）

議長 審議番号1番の調査報告を〇〇委員お願いします。
〇〇委員 第3条申請、審議番号1番について、調査結果を報告いたします。渡し人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。請け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者です。主な経営作物は、米・そばです。申請地は、永吉字瀨迫〇〇〇〇 畑 1筆 3,788㎡です。申請理由は、渡し人の農業廃止・非農家により、受け人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告いたします。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人・妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴27年とあります。機械保有はトラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台、と十分です。通作距離は、自宅から0.2km、徒歩で1分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響ありません。水利作業等への参加については、協力しますとのことでした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。

議長 審議番号1番につきまして、何かご質問はありませんか。
委員 なし。
議長 なしということであります。審議番号7番について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
委員 （挙手）
議長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。
（〇〇委員入室）

議長 審議番号2番、審議番号3番、審議番号4番につきましては、譲受人が同一人物のため、一括して審議致します。審議番号2番・審議番号3番・審議番号4番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号2番、審議番号3番、審議番号4番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。審議番号2番の渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。申請地は、野方字前段〇〇〇〇 畑 1筆 3,213㎡です。審議番号3番の渡し人は、〇〇郡〇〇町の〇〇〇〇さんです。野方字柿木段〇〇〇〇 畑 1筆 1,792㎡です。審議番号4番の渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さん

です。申請地は、野方字中段〇〇〇〇 牧場 他2筆 8,674 m²です。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、モリンガ・ヒュウガトウキです。申請理由は、審議番号2番から4番まで、渡し人の労力不足により、受け人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1名です。農作業技術力は農作業歴10年とあります。機械保有は、トラクター1台、トラック1台を保有しています。通作距離は、審議番号2番は自宅から約0.3km、車で2分です。審議番号3番、4番は自宅から約3km、車で10分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の案件につきまして、何かご質問はありませんか。
 委 員 なし。
 議 長 なしということであります。只今の案件について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
 議 長 挙手多数。よって審議番号2番、審議番号3番、審議番号4番につきましては、許可といたします。4ページ、審議番号5番、審議番号6番につきましても、譲受人が同一人物の為、一括して審議致します。調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号5番、審議番号6番について、一括して調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。審議番号5番の渡し人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、菱田字千間堀〇〇〇〇 田 他1筆 5,906 m²です。審議番号6番の渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。申請地は、菱田字千間堀〇〇〇〇 田 1筆 3,856 m²です。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者です。主な経営作物は、水稻です。申請理由は、審議番号5番は渡し人の労力不足、審議番号6番は親子間の贈与により、受け人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人と妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴17年とあります。機械保有は、トラクター3台、田植機1台、トラック2台と十分です。通作距離は、両案件とも自宅から訳0.4km、徒歩で4分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の案件につきまして、何かご質問はありませんか。
 委 員 なし。
 議 長 なしということであります。只今の案件について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
 議 長 挙手多数。よって審議番号5番・審議番号6番については、許可といたします。審議番号7番、審議番号8番、5ページ、審議番号9番につきましても、譲受人が同一人物の為、一括して審議致します。審議番号7番、審議番号8番、審議番号9

番の調査報告を、〇〇委員お願いします。

[illegible]

議長　只今の案件につきまして、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長　なしということであります。只今の案件について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (举手)

議長 挙手多数。よって審議番号7番、審議番号8番、審議番号9番につきましては、許可といたします。審議番号10番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号10番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんで認定農業者です。主な経営作物は、茶です。申請地は、井俣字干浅〇〇〇 畑 他1筆 2,858㎡です。申請理由は、譲渡人の農業廃止・非農家により、譲受人が譲渡人要望を受けて経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴30年とあります。機械保有は、トラクター3台、管理機1台、茶積機2台と十分です。通作距離は、申請人の自宅の隣接地にあり、徒歩で3分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号10番につきまして、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議 長 なしということであります。それでは審議番号 10 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号 10 番につきましては、許可といたします。審議番号 11 番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第 3 条申請、審議番号 11 番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇郡〇〇町の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者ではありません。お二人は義理の姉妹にあたります。主な経営作物はキャベツです。申請地は、永吉字白地迫〇〇〇〇 畑 1 筆 4,855 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1 号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人と夫の 2 名です。農作業技術力は、農作業歴 40 年とあります。機械保有は、トラクター 2 台、耕運機 1 台、軽トラック 2 台と十分です。通作距離は、自宅から 2.0 km、車で 5 分です。現地を見てまいりました。経営作物のキャベツが植えてありまして、ちょうど収穫をされているところでした。4 号農作業常時従事要件ですが、150 日以上農作業に従事すると認められます。6 号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号 11 番につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは審議番号 11 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号 11 番につきましては、許可といたします。審議番号 12 番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第 3 条申請、審議番号 12 番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者です。主な経営作物は、茶です。申請地は、菱田字久木野堀〇〇〇〇 畑 1 筆 2,727 m²です。申請理由は、譲渡人の労力不足により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1 号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の 2 名です。農作業技術力は、農作業歴 15 年とあります。機械保有は、2 t トラック 2 台、軽トラック 2 台、摘採機 2 台、管理機 2 台と十分です。通作距離は、自宅から 0.5 km、車で 3 分です。4 号農作業常時従事要件ですが、150 日以上農作業に従事すると認められます。6 号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号 12 番につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは審議番号 12 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号 12 番につきましては、許可といたします。6 ページ、審議番号 13 番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第 3 条申請、審議番号 13 番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんで認定農業者です。主な経営作物は、水稻・そばです。申請地は、永吉字後谷〇〇〇〇 田 他 10 筆 3,102 m²です。申請理由は、譲渡人の労力不足により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1 号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、義父、義弟、子、臨時雇用 6 人の 10 名です。農作業技術力は、農作業歴 48 年とあります。機械保有は、トラクター 10 台、耕運機 1 台、田植機 4 台、コンバイン 5 台、トラック 10 台と十分です。通作距離は、自宅から 3 km、車で 10 分です。4 号農作業常時従事要件ですが、150 日以上農作業に従事すると認められます。6 号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号 13 番につきまして、何かご質問はありませんか。

〇〇委員 はい。

議長 〇〇委員お願いします。

〇〇委員 分かれば教えてください。田んぼで地番の番号が続いたのが結構たくさんあるんですけど、集約の可能性のある田んぼですか。

〇〇委員 事務局の方からは、整地後の申請になりますということで、私も調査に行ったんですけど、ご本人が繋げてというか整地をされる意思はなく、耕作できるように管理はされていました。

議長 他に何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは審議番号 13 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号 13 番につきましては、許可といたします。審議番号 14 番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第 3 条申請、審議番号 14 番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者ではありません。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんはいとこの関係です。申請地は、野方字海道原〇〇〇〇 畑 1 筆 4,454 m²です。申請理由は、譲渡人が贈与を行い、譲受人が受贈するものです。次に調査内容についてご報告します。1 号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の 2 名です。農作業技術力は、農作業歴 5 年の経験があり、本人所有の畑はありませんが、営農計画書、確約書を添付しており、主な経営作物は甘藷を栽培する予定です。機械保有は、親がトラクター 1 台、トラック 1 台を保有しており、借りる予定です。通作距離は、自宅から 3 km、車で 10 分です。4 号農作業常時従事要件ですが、150 日以上農作業に従事すると認められます。6 号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。

以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号14番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは審議番号14番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号14番につきましては、許可といたします。審議番号15番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号15番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稻です。申請地は、菱田字竹安〇〇〇〇 田 他1筆 975㎡です。申請理由は、譲渡人の労力不足により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴30年とあります。機械保有は、トラクター1台、田植機1台、トラック1台と十分です。通作距離は、自宅から0.8km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号15番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは審議番号15番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号15番につきましては、許可といたします。7ページ、審議番号16番につきましては、事務局より説明をお願いします。

〇〇〇〇 審議番号16番について、事務局の方から説明をさせていただきます。今回の申請地において、中間管理事業で契約していることが分かりました。中間管理事業の合意解約には3カ月程度期間を要しますので、受け人の〇〇様には今回の申請は保留として連絡をしているところです。

議 長 はい、審議番号16番については、保留してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号16番につきましては、保留といたします。審議番号17番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号17番について、調査結果を報告いたします。自家消費の案件です。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんで認定農業者ではありません。主な経営作物は、大根、白菜です。申請地は、菱田字永池〇〇〇〇 畑 他2筆 758㎡です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が自家消費用にします。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1名で

す。農作業技術力は、農作業歴 10 年とあります。機械保有は、軽トラック 1 台を保有し、トラクターは必要時にリースをします。通作距離は、自宅から 0.5 km、徒歩で 3 分です。4 号農作業常時従事要件ですが、必要な農作業に従事すると認められます。6 号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。経営面積について 3,000 m²未満ですが、営農計画書、確約書の提出により、大根、白菜を作付けすると報告を受けております。以上のことから農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号 17 番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは審議番号 17 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号 17 番につきましては、許可といたします。8 ページ、議案第 17 号「地域農業経営基盤強化促進計画（変更案）に対する意見聴取について」を議題といたします。9 ページ、審議番号 1 番については、10 ページ、議案第 18 号「農業振興地域計画変更認可申請に係る意見について」の審議番号 457 番につきましては、同一の案件でありますので、一括して審議致します。調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 地域計画変更 審議番号 1 番、農振用途変更 審議番号 457 番について、調査結果を報告します。申請人は〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請値は、大崎町永吉字大堀段〇〇〇〇 畑 1 筆 4,000 m²のうち 718 m²で、場所は現地調査資料の 1-1 から 4 をご覧ください。申請目的は、牛舎建設用地です。現在は 300 頭で後 100 頭増頭することで新設されるそうです。後継者もいらっしゃるとの事です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、農用地利用計画指定用途と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は側溝放流、土砂の流出防止対策として U 字溝を入れるとの事でした。道路の途中までは入れてあります。また新しく延長するということで問題ありません。日照、通風ですが、周囲が自分の土地で問題ありません。隣接地農地所有者への説明は必要ありません。通路は、道路に面しているため問題ありません。信用は問題なし。以上のことから特段の問題はないと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の案件につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは、議案第 17 号 審議番号 1 番、議案第 18 号 審議番号 457 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって、議案第 17 号 審議番号 1 番、議案第 18 号 審議番号 457 番については許可と致します。12 ページ、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。13 ページ、審議番号 1 番の調査報告を、〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第 5 条申請、審議番号 1 番について、調査結果を報告いたします。受け人は、〇〇県〇〇町の〇〇〇〇さんです。渡し人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、

大崎町野方字若松〇〇〇〇 田 1筆 995 m²で、場所は現地調査資料の2-1から4をご覧ください。申請目的は、山林です。航空写真が添付されておりますので、ちょっと簡単に現地を説明したいと思います。2-1を見ていただきますと赤い太枠の線が今回の申請地です。弓なりに曲がったところです。その左側に杉が植えてあります。この杉林からこの申請地に段差があり、目視で4～5mありました。さらに申請地の右側は、河川であります。この場所に行くのに車を手前に止めて、そこから400mぐらい起伏の激しいところを上り下り現地に向かったんですけど、こういう山深いところに先人の方々は苦勞して田んぼを切り開いたんだなと思った次第であります。そういった背景を踏まえまして、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第2種農地のその他の農地と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は、自然流下です。土砂の流出については、地形の性質上、問題ないかと思います。日照、通風ですが、周辺に農地もありませんので問題ありません。隣接地の所有者への説明も必要ないです。資力は、資金照明等で確認済みです。信用も問題ありません。以上のことから特段の問題はないと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

- | | | |
|------|---|---|
| 議 | 長 | 審議番号1番につきまして、何かご質問はありませんか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | なしということであります。それでは、審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。 |
| 委 | 員 | (挙手) |
| 議 | 長 | 挙手多数。よって、審議番号1番については許可と致します。14ページ、議案第20号「非農地証明願による申請について」を議題と致します。15ページ、審議番号1番、審議番号2番を一括して審議致します。別紙資料3、非農地申請地位置図をご覧ください。何かご質問はありませんか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | なしという事であります。それでは、審議番号1番、審議番号2番を許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。 |
| 委 | 員 | (挙手) |
| 議 | 長 | 挙手多数。よって、審議番号1番、審議番号2番については、許可と致します。16ページ、議案第21号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題と致します。17ページ、農用地利用集積等促進計画(案)総括表でございます。事務局の説明をお願いします。 |
| 〇〇〇〇 | | 議案第21号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」、17ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和8年7月1日、期間は10年です。中間管理権の設定面積は、田が43,014 m ² 、畑が126,622 m ² 、計169,636 m ² でございます。設定する者が45名、耕作する者29名でございます。18ページから22ページが内訳です。資料4で法人関係の資料を添付しておりますので、ご参考にしてください。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。 |
| 議 | 長 | 18ページ、連番1番から連番20番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | なしということであります。それでは、連番1番から連番20番までを許可して |

も良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番 1 番から連番 20 番までは許可といたします。19 ページ、連番 21 番から連番 41 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番 21 番から連番 41 番までにつきまして許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番 21 番から連番 41 番までは、許可といたします。20 ページ、連番 42 番から連番 62 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番 42 番から連番 62 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番 42 番から連番 62 番までは許可といたします。21 ページ、連番 63 番から連番 83 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番 63 番から連番 83 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番 63 番から連番 83 番までは許可といたします。22 ページ、連番 84 番から連番 95 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番 84 番から連番 95 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番 84 番から連番 95 番までは許可といたします。24 ページ、議案第 22 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）の策定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 25 ページ、令和 8 年度最適活動の目標の設定等について説明をいたします。すみません着座にて説明をいたします。まず 25 ページ、Ⅰ農業委員会の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）の 1 農業委員会の現在の体制、2 農家・農地等の概要につきましては、県やセンサス等の公表された数値で作成しておりますので、後もってご覧ください。Ⅱ最適化活動の目標の 1 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積、①現及び課題の表をご覧ください。現状、管内の農地面積 3,770ha、これまでの集積面積 1,573ha、集積率が 41.7%となっております。課題としまして、「耕作条件の悪い農地は耕作されず遊休農地が増加している。不在地主や未相続により権利設定等ができず、貸借ができない。更新契約を忘れていた。契約が面倒と更新しない所有者、耕作者がいる。」でございます。次のページをお願いします。②目標、農地の

集積目標年度は、令和 12 年度でございます。集積率は、90%を目標としております。今年度の新規集積面積は、77.3ha としております。その下になります。今年末の集積面積（累計）を 1,651ha、目標の今年度末の集積率を 43.8%を目標としております。（2）遊休農地の解消、①現状及び課題の表になります。現状です。1 号遊休農地面積が 227ha、うち緑区分の遊休農地面積が 227ha です。表の下は課題です。「農業従事者の高齢化により、規模縮小・離農に伴い、遊休農地が増加しており、利用集積の妨げとなっている。不在地主や未相続により権利設定等ができず、担い手への農地集積を阻害している。」としております。下の段の②目標でございます。ア既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消でございます。これは令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積を基準としております。基準面積が 110ha です。緑区分の遊休農地の解消目標面積を 22ha といたしました。黄色区分の遊休農地面積はないということでもあります。イ新規発生遊休農地の解消の表でございますが、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を 6.5ha としております。続きまして（3）新規参入の促進ということで、①現状及び課題でございます。表の方、現状でございますが、一番右側の令和 7 年度新規参入者が 2 経営体、1 ha という結果でございました。その下の段、課題でございますが、「就農希望者の情報が少ない。新規就農者はほとんどが後継者である。就農希望者や新規就農者が希望する優良農地を確保することが困難である。」ということでございます。下の表、②目標でございますが、下の段、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積について、25.3ha を目標としております。次のページでございます。皆様方におかれましては、ここが最も重要と思いますが、2 最適化活動の活動目標、（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標、表の方です。1 人当たりの活動日数を月 10 日としております。最適化活動を行う農業委員の人数を 11 人、推進委員を 11 人としております。（2）活動強化月間の設定目標でございますが、活動強化月間の設定回数を 3 回としております。皆さんご承知と思いますが、10 月に遊休農地の解消として、農地パトロールを行います。12 月に農地の集積ということで、リレーションシップ活動等でございます。1 月に新規参入者の促進としておりますが、年金の加入促進活動の際に情報収集に努めていただければと思います。（3）新規参入相談会への参加目標、本年度は新規参入相談会への参加回数を 1 回とし、時期は 1 月で、参加者数 2 名を目標としております。表の中ほどになりますが、相談会の内容としましては、各関係機関と連携を図り情報を共有し、新規就農希望者に対して相談会を開催するということでございます。以上、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について説明を終わります。

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | 只今説明がありました、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、何かご質問はありませんか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | なしということでもあります。それでは、只今の案件につきまして、許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。 |
| 委 | 員 | （挙手） |
| 議 | 長 | 挙手多数。よって令和 8 年度最適化活動の目標の設定等が決定となりましたので、（案）のところを消してください。28 ページ、議案第 23 号「農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について」を議題といたします。29 ページ、 |

事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第 23 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名です。
29 ページ、1 番 〇〇〇〇さん 売買、貸借 野方字六反割〇〇〇〇 田 1 筆
1,857 m²、貸借を優先との事です。〇〇委員を指名します。

議長　〇〇委員よろしくお願いします。最後のページになります。休会中の報告 あっせん関係でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 休会中の報告についてです。3番の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんと3月27日にあっせん会を開催し、売買が成立いたしました。空いているのは1番、2番、4番です。

議長 1 番のあっせん状況の報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員　はい、前回、前々回と同じく、〇〇〇〇〇〇〇の看板が立っております。私も何件か回りましたが、進展がありません。

議長 はい。了解いたしました。2番のあっせん状況の報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員　〇〇の集落の近隣の人たちに尋ねてみるんですが、借りるんだったら何とか借りたいと、買うのは無理だと今話が出ております。また本人が〇〇町なので〇〇地区の方にも聞いてみようと思っています。また皆さんも情報等がありましたら教えてください。よろしくお願いします。

議長　よろしくお願ひします。4番のあっせん状況の報告を〇〇委員お願ひします。

〇〇委員　現在、相談中です。

議長 はい、引き続きよろしくお願いいたします。その他、何かご意見ご質問はございませんか。

委員 なし。

議長　よろしいですか。以上をもちまして、令和８年第４回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

議 長

7 番委員

8 番委員